

愛媛県災害時医薬品等供給マニュアル

平成 27 年 3 月

愛媛県保健福祉部
健康衛生局薬務衛生課



(令和 7 年 3 月改正)

目 次

第1章 基本的事項

- 1 位置付け 1
- 2 関係者等 1
- 3 愛媛県災害対策本部災害医療対策部災害医療対策班（薬務班）の
体制及び主な業務内容 1

第2章 医薬品等の確保・供給

- 1 基本的な考え方 2
- 2 県が備蓄する急性期救護所向き緊急援護医薬品等及び
関係団体との協定 2
- 3 市町における医薬品等の確保 2
- 4 医療機関における医薬品等の確保 3
- 5 医薬品等の供給・調達 3

第3章 関係者（供給側）の役割

- 1 市町 8
- 2 保健所 9
- 3 薬務衛生課、薬務班 10
- 4 衛生環境研究所 11
- 5 薬事振興会 12
- 6 薬剤師会 12
- 7 医薬品卸業協会及び医薬品卸業者 13
- 8 血液センター 14
- 9 医療ガス協会及び会員会社 15

第4章 医薬品等集積所の設置・運営・管理

- 1 医薬品等集積所の設置について 15
- 2 医薬品等集積所の運営体制について 15
- 3 医薬品等集積所における業務について 16
- 4 搬送手段の確保 16

第5章 薬剤師等の確保

- 1 薬剤師等の派遣 17
- 2 薬剤師の業務 17
- 3 登録販売者の業務 17
- 4 モバイルファーマシーによる医薬品等の供給 17
- 5 薬剤師等の派遣要請手順 17

第6章 費用弁済等

- 1 費用負担について 18
- 2 災害救助法の費用の範囲 18

別紙

別紙 愛媛県災害薬事コーディネータ設置要綱

資料

- 資料1 県が備蓄する緊急援護物資一覧（医薬品等）
- 資料2 「災害時の医療救護に関する協定書」（平成15年4月9日）
（薬剤師会）
- 資料3 「災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書」（平成15年4月9日）
（医薬品卸業協会）
- 資料4 「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」（平成24年3月26日）
（医療ガス協会）
- 資料5 「災害時における被災者支援に関する協定書」（平成24年6月18日）
（薬事振興会）
- 資料6 「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」（平成29年11月6日）
（愛媛県医療機器販売業協会）
- 資料7 「災害時における被災者支援に関する協定書」（令和2年3月13日）
（日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部）
- 資料8 医療救護活動要領（抄）

第1章 基本的事項

1 位置付け

本マニュアルは、愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編）に定める医療救護活動について医療の提供に向けた体制等を記載した「医療救護活動要領」のうち、医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料（以下「医薬品等」という。）の供給等について、平常時から、行政、医療機関、薬局、医薬品卸業者、薬事関係団体等関係者（以下「関係者」という。）の役割分担等を明確にし、被災状況が迅速に把握できる連絡体制を整備し、災害時において、医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築することを目的として、具体的な活動手順等を記載するものである。

なお、本マニュアルは、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものとする。

2 関係者等

- (1) 愛媛県災害対策本部災害医療対策部災害医療対策班（薬務班）（以下「薬務班」という。）
- (2) 愛媛県保健所（以下「保健所」という。）
- (3) 愛媛県立衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」という。）
- (4) 市町災害対策本部（以下「市町」という。）
- (5) 愛媛県薬事振興会（以下「薬事振興会」という。）及び加盟団体
- (6) 一般社団法人愛媛県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）及び薬局
- (7) 愛媛県医薬品卸業協会（以下「卸業協会」という。）及び医薬品卸業者
- (8) 愛媛県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）
- (9) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部（以下「医療ガス協会」という。）
- (10) 災害（基幹）拠点病院及び公立病院
- (11) 災害医療コーディネータ（統括医療コーディネータ、災害拠点病院医療コーディネータ、公立病院医療コーディネータ）
- (12) 災害薬事コーディネータ（統括薬事コーディネータ、医薬品等集積所薬事コーディネータ、地域薬事コーディネータ）
- (13) 救護病院及び救護診療所（以下「救護病院等」という。）
- (14) 一般診療所及び歯科診療所
- (15) モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）

医薬品保管庫、冷蔵庫、調剤棚、分包機等の調剤を行うための設備を有する特殊車両であり、バッテリーや発電機、給水タンク等も有し、災害被災地において自立的に活動可能である。災害発生時には災害支援薬剤師が乗車し、被災地の医療救護所や避難所等において医薬品の調剤・供給・服薬指導、おくすり相談等の業務に当たる。

3 薬務班の体制及び主な業務内容

- (1) 薬務班の班長は、薬務衛生課主幹（薬剤師）とし、班員は薬務衛生課の職員とす

- る。
- (2) 統括薬事コーディネータは、県からの要請に基づき薬務班に参集し、班長を補佐する。
- (3) 医薬品等の情報整理、対策等を実施する。
- ア 医薬品等及び毒物劇物等についての情報収集、整理等をする。
 - イ 医薬品等の保管拠点を確保する。
 - ウ 輸血用血液製剤の手配等をする。
 - エ 不足する医薬品等について、卸業協会、薬事振興会等に調達を依頼する。

第2章 医薬品等の確保・供給

1 基本的な考え方

大規模災害発生時には、情報、通信及び交通の混乱が予想されることから、被災地外からの医薬品等の供給支援が本格化するまでの間は、医療救護活動に必要な医薬品等を被災地域（各保健所管内）で確保する必要がある。そのため、あらかじめ地域災害医療対策会議等を通じてそれぞれの地域の実情に合った確保方法を検討し、必要な医薬品等を備蓄する体制を整備する。

2 県が備蓄する急性期救護所向き緊急援護医薬品等及び関係団体との協定

(1) 急性期救護所向き緊急援護医薬品等

県は、災害時に備え、救護所用医薬品等（10セット）を、5保健所（四国中央保健所を除く）に各2セットずつ分散して備蓄する（資料1）。

備蓄品目については、更新時等に見直しを行うものとする。

(2) 関係団体との協定

ア 薬剤師会との協定（資料2）

「災害時の医療救護に関する協定書」（平成15年4月9日）

イ 卸業協会との協定（資料3）

「災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書」（平成15年4月9日）

ウ 医療ガス協会との協定（資料4）

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」（平成24年3月26日）

エ 薬事振興会との協定（資料5）

「災害時における被災者支援に関する協定書」（平成24年6月18日）

オ 愛媛県医療機器販売業協会（資料6）

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」（平成29年11月6日）

カ 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部（資料7）

「災害時における被災者支援に関する協定書」（令和2年3月13日）

3 市町における医薬品等の確保

市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。また、保健衛生活動に必要な医薬品等を備蓄する。

4 医療機関における医薬品等の確保

- (1) 災害（基幹）拠点病院は、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度の医薬品等の備蓄に努める。その際、災害時に多数の患者が来院することを想定しておくことが望ましい。
- (2) その他医療機関は、通常診療の中で医薬品等の備蓄に努める。

5 医薬品等の供給・調達

(1) 医薬品等の供給・調達の体制

ア 県内の医薬品卸業者の基本的な機能・ネットワーク（供給体制）が維持されている場合

【医療機関、薬局】

- 医療機関及び薬局への医薬品の供給は、災害時においても、医薬品卸業者の基本的な機能・ネットワークが維持されている限り、平常時の地域の医薬品卸業者を介した供給（平常時のルート）を基本とする（図1）。
- 県内の医薬品卸業者が調達困難な医薬品については、医薬品卸業者の広域流通利用や、薬務班から厚生労働省を介して中央ルートによる医薬品の供給を要請し、医薬品卸業者から供給する。
- 道路分断・水没等で医薬品卸業者が陸送できない場合は、県が、ヘリコプター、船舶、自衛隊による搬送等を要請する。

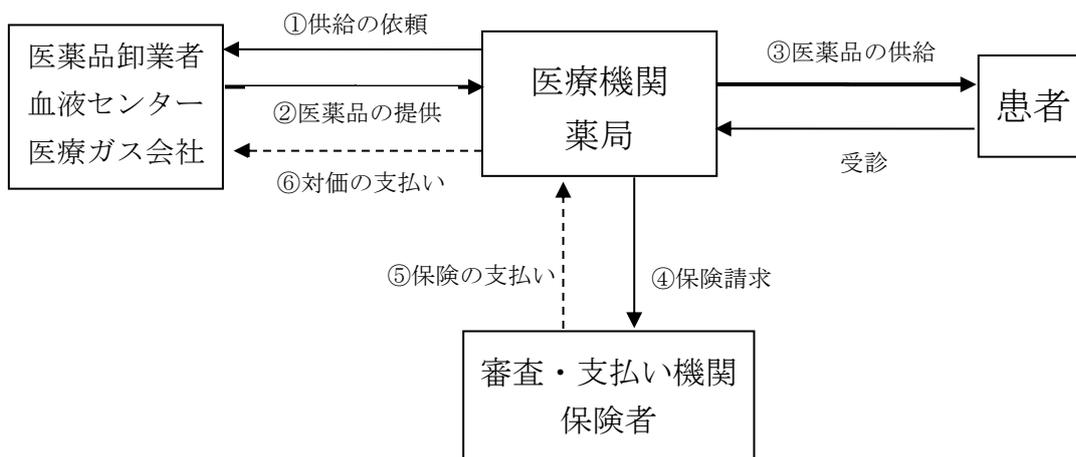


図1 医療機関及び薬局への医薬品の供給

○県内の地域又は通常の医薬品卸業者取引先によって、医薬品等の在庫に片寄りがある等の理由により、平常時のルートで医薬品等が不足する場合の医療機関への医薬品等の供給は、不足している医薬品等についてのみ、①②の順に供給する（図2）。

①災害拠点病院は保健所に、災害拠点病院以外の医療機関、薬局は市町に、医薬品等の供給を要請し、最終的に、薬務班からの要請により、一次医薬品等集積所又は卸業協会等（薬剤師会会員の薬局を含む。）から供給する。

②県内の医薬品卸業者が調達困難な医薬品等については、医薬品卸業者の広域流通利用や、薬務班から厚生労働省を介して中央ルートによる医薬品の供給を要請し、一次医薬品等集積所又は医薬品卸業者から供給する。

【救護所、避難所】

○災害時に設置する救護所、避難所への医薬品等の供給は、①～④の順に供給する（図2）。

①市町が備蓄・協定等により医薬品等の確保が可能な場合は、そのルートを優先して、医薬品等を供給する。

②市町等からの要請により、県（保健所）が備蓄する緊急援護医薬品等を供給する。

③薬務班からの要請により、卸業協会等（薬剤師会会員の薬局を含む。）から供給する。

④県内の医薬品卸業者が調達困難な医薬品等については、医薬品卸業者の広域流通利用や、薬務班から厚生労働省を介して中央ルートによる医薬品の供給を要請し、一次医薬品等集積所又は医薬品卸業者から供給する。

イ 県内の医薬品卸業者（血液センターを除く。）の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合

○薬務班は、医薬品卸業者の早期復旧、広域流通利用等を支援する。

○薬務班は、全ての医薬品卸業者が被災する等、県内での医薬品等の調達が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県等に医薬品等の供給を要請する。厚生労働省等から提供された医薬品等は、県が設置する医薬品等集積所（二次は必要に応じて設置する。）を介して、医療機関、薬局、救護所、避難所へ供給する（図2）。

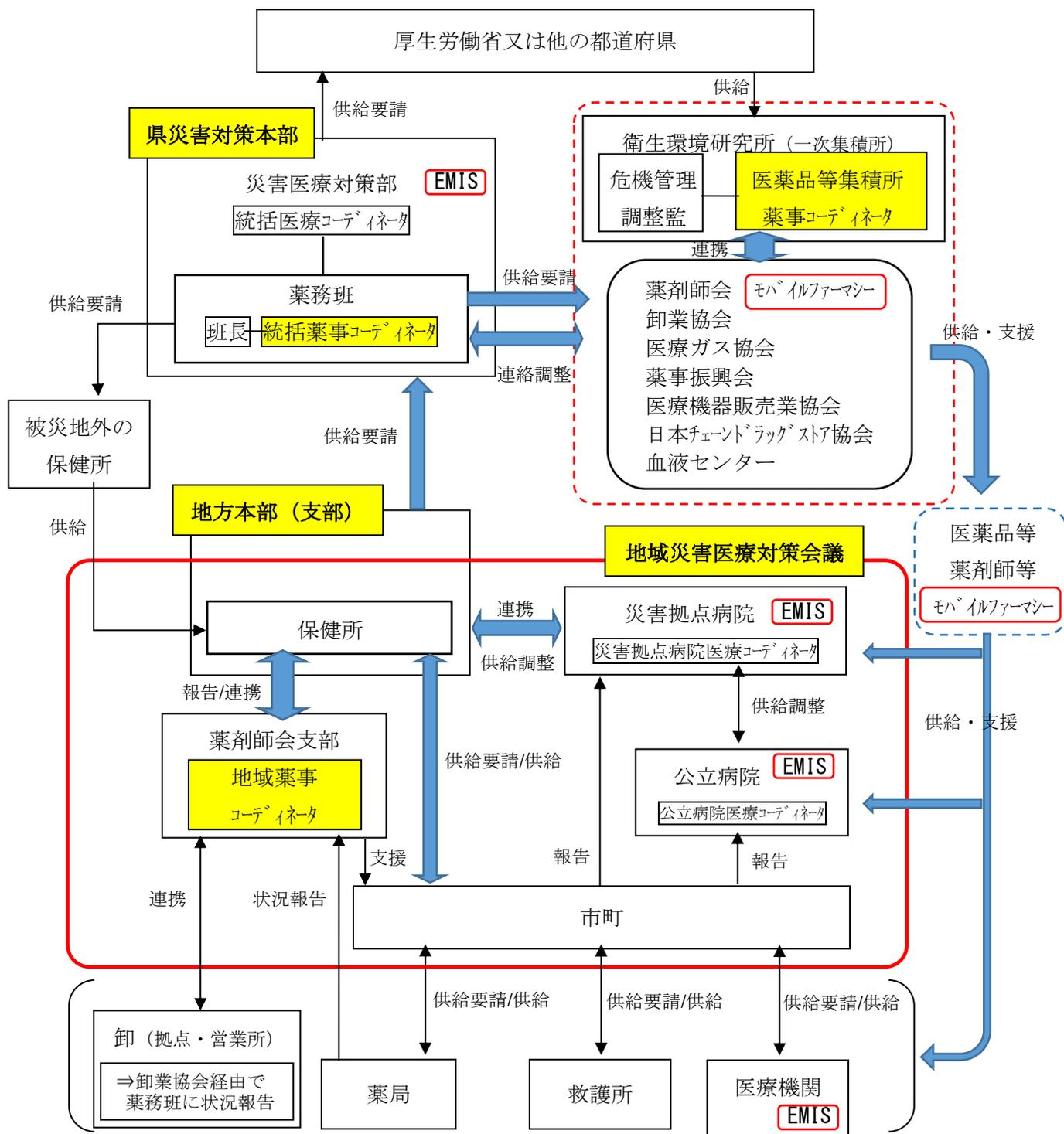


図2 災害時における医薬品等の供給・調達

* 供給調整…供給可能性が少ない場合の配分調整、優先順位の決定等

(2) 医療機関、救護所等における医薬品等の供給の手順

市町

- 救護所、避難所において、医薬品等が必要となった場合は、市町が備蓄等している医薬品等を供給する。
- 救護所、避難所、災害（基幹）拠点病院以外の医療機関、薬局から医薬品等の供給要請があり、備蓄等している医薬品等に対応できない場合には、公立病院医療コーディネータ（公立病院医療コーディネータを設置していない市町の場合は災害拠点病院医療コーディネータ）に報告するとともに、保健所（四国中央保健所を含む。）に医薬品等の供給を要請する（様式 11）。
- 保健所から供給要請に対する応諾の結果連絡を受けた場合は、応諾内容を要請救護所等に結果連絡する。

保健所

災害拠点病院医療コーディネータ及び地域薬事コーディネータ等と連携して以下の業務を行う。

- 市町から医薬品等の供給要請（様式 11）を受け、緊急援護医薬品等に対応可能な場合は、応諾内容を要請市町に結果連絡するとともに、緊急援護医薬品等を要請市町が指定する救護所等に供給し（様式 12）、薬務班に報告する。一方、緊急援護医薬品等に対応できない医薬品等（輸血用血液製剤及び医療ガス等を含む。）の場合は、災害拠点病院医療コーディネータに報告するとともに、薬務班に供給要請し（様式 11）、薬務班から応諾の結果連絡を受けた場合は、応諾内容を要請市町に結果連絡する。なお、薬務班からの応諾内容（供給可能量）が要請より少ない場合は、薬務班及び災害拠点病院医療コーディネータ等と連携し、供給調整を行うとともに、供給調整結果を要請市町に連絡する（四国中央保健所は、緊急援護医薬品等に対応できない場合と同様に対応する）。
- 被災地外の保健所であって、薬務班から緊急援護医薬品等の供給要請を受けた場合は、応諾内容を薬務班に結果連絡するとともに、備蓄している緊急援護医薬品等を要請保健所に供給する（様式 12）。要請保健所は、薬務班から応諾の結果連絡を受けた場合は、応諾内容を要請市町に結果連絡する。
- 医薬品等を供給した場合は、医薬品等の受払い簿を管理する（様式 13）。

薬務班

県災害医療対策部長である統括医療コーディネータの指示に基づき、統括薬事コーディネータと連携して以下の業務を行う。

- 保健所から医薬品等の供給要請（様式 11）を受けた場合は、県内の被災状況と各保健所の供給要請状況を勘案し、被災地外の保健所で管理する緊急援護医薬品等の供給を要請する（様式 11）。
- 緊急援護医薬品等に対応できない場合には、医療用医薬品は医薬品卸業協会に、若しくは、薬事振興会を通じて薬剤師会に対して、医療用医薬品以外については薬事振興会に対して供給を要請する（輸血用血液製剤及び医療ガス等を除く。）（様式 14）。

- 輸血用血液製剤を調達する必要があると認められた時は、血液センターに対して供給を要請する（様式 15）。
- 医療ガス等を調達する必要があると認められた時は、協定に基づき、医療ガス協会に対して供給を要請する（様式 16）。
- 被災地外保健所、医薬品卸業協会等から応諾の結果連絡を受けた場合は、応諾内容を要請保健所に結果連絡する。
- 保健所からの供給要請量が、医薬品卸業協会等の供給可能量を超える場合は、保健所、災害拠点病院医療コーディネータ及び統括薬事コーディネータ等と連携し、供給配分調整、供給優先順位決定等の供給調整を行う。
- 県内での調達が困難な場合は、厚生労働省又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請するとともに、支援医薬品等の受入・搬送拠点となる一次医薬品等集積所を衛生環境研究所等に設置する。
- 県内の被災状況と各保健所の供給要請状況を勘案し、一次医薬品等集積所に対して医療機関、薬局、救護所、避難所への供給を指示する（様式 11）。一次医薬品等集積所からの医薬品等の搬送は、県災害対策本部及び薬事振興会加盟団体等の協力を得て行う。
- 道路分断・水没等で医薬品卸業者等が陸送できない場合は、県災害対策本部の協力を得て、ヘリコプター、船舶、自衛隊による搬送等を要請する。

衛生環境研究所（一次医薬品等集積所）

危機管理調整監の指揮のもとで、医薬品等集積所薬事コーディネータと連携して以下の業務を行う。

- 厚生労働省又は他の都道府県から提供された医薬品等を受入れ、仕分け等を行ったうえで、医薬品等の受払簿により管理する（様式 13）。
- 薬務班から医薬品等の供給要請（様式 11）を受けた場合、要請元の市町及び保健所等と調整のうえで、指定された救護所等に医薬品等を供給し（様式 12）、薬務班に報告する。
- 医薬品等を供給した場合は、医薬品等の受払い簿を管理する（様式 13）。
- 不足が見込まれる医薬品等が生じた場合には、薬務班に報告する。

（3）医薬品等の供給・調達に係る情報伝達の体制

- 医薬品等の供給要請等の情報伝達は、それぞれの様式をファクシミリで送信することを基本とするが、メール、LoGo チャット等の明文化されるその他有効な情報通信手段が確立されている場合は、それらを活用する。
- ファクシミリ送信等により情報伝達した際は、電話等により着信の確認を行う。
- 一旦送信したファクシミリ等の内容を変更する場合は、速やかに電話連絡を行い、重要又は多数箇所修正が生じた場合は、取り消し線を引くなどにより、修正点が明瞭に識別できるよう訂正し、再度ファクシミリ等の送信を行う。
- 情報伝達に用いたファックス紙等は、要件が終了後、発信者及び受信者の双方において、ファイルし保管する。
- ファクシミリや電話等が使用出来ない状況になった場合は、衛星電話等の活用

より、通信環境の状況に合わせ、柔軟な対応を行う。

- 被災等の理由により、市町が機能しない場合には直接保健所へ、保健所が機能しない場合には直接薬務班へ供給要請等するものとし、速やかに関係機関等に周知を行う。

(4) 使用様式

- 医療救護活動要領 様式 11～16 (資料 8) を使用することを基本とするが、その他有用な様式等がある場合には、それらを活用する。

第 3 章 関係者（供給側）の役割

1 市町

救護所、避難所、救護病院等における医薬品等の需給状況を把握するとともに、地域災害医療対策会議における災害時の医療救護活動に係る方針等に基づき、必要な医薬品等の確保と供給を行う。

(平常時の対応)

- 市町の実情にあった医薬品等の確保・供給に係る組織体制を整備する。
- 地域災害医療対策会議等を通じ、薬剤師会支部（地域薬事コーディネータ）等関係機関との連携・協力体制を整備する。
- 救護所、避難所で使用する医薬品等を確保するよう努める。
- 医療機関、救護所、避難所との情報伝達手段を確保する。
- 救護所等における医薬品等の保管・管理設備を整備する。

(災害時の対応)

【情報収集・提供】

- 救護所、避難所、救護病院等における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、医薬品等の需給状況について薬剤師会支部（地域薬事コーディネータ）等と連携して情報を収集し、保健所に報告する。

【医薬品等の確保・供給】

- 救護所、避難所において使用する医薬品等は、市町が備蓄・協定等により確保している場合には、優先して提供する。
- 医薬品等が不足する場合は、公立病院医療コーディネータ（公立病院医療コーディネータを設置していない市町の場合は災害拠点病院医療コーディネータ）に報告するとともに、保健所に対して、医薬品等の供給を要請する。

【薬剤師等の確保】

- 救護所等における医療救護活動を行う薬剤師の確保が困難な場合や不足する場合は、協定に基づき、保健所又は薬剤師会支部に対し、薬剤師の派遣を要請する。
- 救護所等において、医薬品等に関し専門的知識を持つボランティア要員（薬剤師・登録販売者）の確保が困難な場合や不足する場合は、保健所にボランティア要員の派遣を

要請する。

2 保健所

地域災害医療対策会議における災害時の医療救護活動に係る方針等に基づき、被災地の災害対策関係者間の連絡調整や情報収集・提供の基点となり、薬務衛生課（薬務班）との連絡調整を行い、医薬品等の確保と円滑な提供に努める。

災害時には、災害拠点病院医療コーディネータと協議のうえ、薬剤師会支部（地域薬事コーディネータ）と連携して活動を行う。

（平常時の対応）

- 管内の医薬品等の確保・供給について、地域災害医療対策会議等を通じ、市町、薬務衛生課、関係機関及び関係団体との連携・協力体制を整備する。
- 市町における医薬品等の備蓄・確保状況を把握する。
- 市町が指定する避難所、救護所の指定状況を把握する。
- 管内の災害拠点病院・関係機関・薬剤師会支部（地域薬事コーディネータ）等関係団体との情報収集・連絡体制を整備するとともに、情報伝達手段を確保する。
- 薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品等集積所の設定を行い、運営・管理方法の整備を図る。
- 救護所等に供給する緊急援護医薬品等を備蓄・管理する。（四国中央保健所を除く。）
- 救護所等へ医薬品等を供給するための車両を確保する。

（災害時の対応）

【情報収集・提供】

- 必要に応じて地域薬事コーディネータに保健所への参集を要請するとともに、連携して管内の薬局の被災状況等を把握し、速やかに薬務班に報告する。
- 医療機関や関係団体からの情報により、医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集し、薬務班に報告する。必要に応じ、医療機関等へ情報提供を行う。
- 薬務班からの医薬品等の確保・供給に関する情報を管内市町に提供する。

【医薬品等の確保・供給】

- 救護所における医薬品等が不足する場合は、市町からの要請に基づき、県が備蓄する緊急援護医薬品等を搬送する。
- 災害（基幹）拠点病院における医薬品等が不足する場合や、緊急援護医薬品等が不足する場合は、圏域内の医薬品等の需給状況を取りまとめたうえで、薬務班に供給を要請する。
- 通常交通手段が機能しない場合は、薬務班に搬送等を要請する。

【医薬品等集積所の設置・運営・管理】

- 薬務班からの指示により、必要に応じ、二次医薬品等集積所を設置し、薬剤師会等の協力を得て運営する。
- 卸業協会等の協力を得て、二次医薬品等集積所から医療機関、救護所等への医

薬品等の搬送を行う。

【薬剤師等の確保】

- 市町から薬剤師やボランティア要員等の派遣の要請があった場合や、管内に二次医薬品等集積所が設置された場合等で、薬剤師等の確保が困難な場合や不足する場合は、薬剤師会支部又は薬務班に派遣を要請する。薬務班から派遣の連絡があった場合は、市町への連絡又は受入を行う。

3 薬務衛生課、薬務班

医薬品等（輸血用血液製剤及び医療ガス等を含む。）の情報収集・整理、確保・供給、保管拠点の確保・運営・管理を行うとともに、薬剤師等の確保・派遣の調整を行う。

災害時には、統括医療コーディネータの指示に基づき、統括薬事コーディネータと連携して活動を行う。

(平常時の対応)

- 関係機関及び関係団体と協議し、広域的な医薬品の確保・供給体制を整備する。
- 関係機関及び関係団体との情報収集・連絡体制を整備する。
- 薬剤師会と協議し、モバイルファーマシーの運用を含めた広域的な薬剤師の派遣体制を整備する。
- 薬事コーディネータ等の災害医療に精通した薬剤師の養成に関して、薬剤師会支援を検討する。
- 市町が指定する避難所、救護所の指定状況を把握する。
- 医薬品卸業者、血液センター等の被災状況想定を把握する。
- 支援医薬品等の集積所を設定し、運営・管理方法の整備を図る。
- 救護所等に供給する緊急援護医薬品等を購入し、保健所（四国中央保健所を除く。）へ備蓄・管理を依頼する。
- 関係団体からの要請により、緊急通行車両事前届出に協力する。

(災害時の対応)

【情報収集・提供】

- 保健所、衛生環境研究所、医薬品卸業者、血液センター等の被災状況を把握する。
- 県内の避難所、救護所の設置状況を把握する。
- 保健所、衛生環境研究所、医薬品卸業者等から情報収集を行い、県が備蓄する緊急援護医薬品等の在庫状況や需給状況を把握し、必要に応じ、保健所等への情報提供を行う。
- 保健所、衛生環境研究所、薬剤師会及び卸業協会等と連絡を密にし、救護所等における医薬品等の需給見込み等について把握する。

【医薬品等の確保・供給】

- 救護所等の医薬品等が不足する場合に、市町からの要請に基づき、県が備蓄する緊急援護医薬品等の供給について、保健所との調整を行う。
- 緊急援護医薬品等に対応できない場合には、薬事振興会、卸業協会、血液センター、医

療ガス協会に対して供給を要請する。

- 県内での調達が困難な医薬品等がある場合は、厚生労働省又は他の都道府県に要請する。
- 通常の交通手段が機能しない場合は、県災害対策本部に対し、ヘリコプター、船舶、自衛隊による搬送等を要請する。

【医薬品等集積所の設置・運営・管理】

- 薬剤師会の協力を得て、支援医薬品等の受け入れ、搬送の拠点となる一次医薬品等集積所を衛生環境研究所等へ設置する。
- 保健所等と協議し、必要に応じて、二次医薬品等集積所の設置を保健所等に要請する。
- 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への輸送手段を確保する。

【薬剤師等の確保】

- 保健所等から薬剤師の派遣の要請を受けた場合は、統括医療コーディネータの指示に基づき、薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。県内の被災状況と各保健所の供給要請状況を勘案し、統括医療コーディネータの指示に基づき、薬剤師会に対し、モバイルファーマシーの派遣を要請する。
- 保健所又は衛生環境研究所から医薬品等に関し専門的知識を持つボランティア要員（薬剤師・登録販売者）の派遣の要請を受けた場合は、統括医療コーディネータの指示に基づき、薬事振興会に対し、ボランティア要員の派遣を要請する。
- 県内での確保が困難な場合は、薬剤師会と協議の上、厚生労働省、他の都道府県、日本薬剤師会等へ支援要請を行う。
- 薬剤師会と連携し、県外からの薬剤師及びモバイルファーマシー等の受入調整を行う。

4 衛生環境研究所

危機管理調整監の指揮のもと、一次医薬品等集積所として、薬務衛生課（薬務班）及び保健所等との連絡調整を行い、医薬品等の管理と円滑な提供に努める。

災害時には、薬務衛生課（薬務班）及び災害拠点病院医療コーディネータと協議のうえ、医薬品等集積所薬事コーディネータと連携して活動を行う。

（平常時の対応）

- 災害時対応用の情報伝達手段を確保する。
- 関係機関及び薬剤師会（医薬品等集積所薬事コーディネータ）等関係団体との情報収集・連絡体制を整備する。
- 薬剤師会等の協力を得て、支援薬剤師の受入体制を構築するとともに、一次医薬品等集積所の運営・管理方法の整備を図る。

（災害時の対応）

【医薬品等集積所の設置・運営・管理】

- 薬務班からの指示により、一次医薬品等集積所を設置し、危機管理調整監の指揮のもと、薬剤師会（医薬品等集積所薬事コーディネータ）等と連携して運営する。
- 厚生労働省又は他都道府県等から提供される医薬品等を管理し、二次医薬品等集積所

又は医療機関等へ供給する。

- 医薬品等が不足する場合は、薬務班に供給を要請する。
- 通常の交通手段が機能しない場合は、薬務班に搬送等を要請する。

5 薬事振興会

県との協定に基づき、医薬品等の提供、物資拠点の提供、救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員（医薬品に関し、専門的知識を持つ薬剤師、登録販売者等）の派遣を行う。

（平常時の対応）

- 薬務衛生課及び加盟団体との連絡体制を整備し、災害時対応の情報伝達手段を確保する。
- 加盟団体間の協力連携について、情報伝達体制を整備する。
- 要請内容別の対応加盟団体等の組織体制を整備し、定期的に見直しを行う。

（災害時の対応）

- 薬務班からの医薬品等の供給要請を受け、加盟団体に、要請場所への搬送を要請する。
- 薬務班からの要請を受け、加盟団体に、物資拠点の提供を要請する。
- 薬務班からの要請を受け、加盟団体に、救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣を要請する。
- 要請があった場合、応諾の可否について、薬務班へ連絡する。

6 薬剤師会

県との協定に基づき、市町が設置する救護所等において、調剤、服薬指導、医師等への医薬品情報の提供、医薬品等集積所・救護所等における医薬品等の仕分け及び管理、医薬品等の提供・供給調整などの医療救護活動を行う。

薬事コーディネータと連携して、医療コーディネータが行う医薬品等の供給調整等に協力するとともに、地域災害医療対策会議における医療救護活動に係る方針等に基づき、関係機関と連携して各圏域における医薬品等の確保・供給体制の整備を支援する。

（平常時の対応）

- 災害時手順書を作成し、会員へ周知する。
- 災害時に、救護活動や医薬品の供給を効率的・効果的に行うため、薬事コーディネータ等の災害医療に精通した薬剤師の養成に努める。
- 災害時に、医療コーディネータの指示のもと行う医薬品等の供給調整等に関する協力体制を整備する。
- 地域災害医療対策会議等を通じ、県・市町及び関係機関との連絡体制を整備し、災害時対応の情報伝達手段を確保する。
- 会員間の協力連携について、情報伝達体制を整備する。
- モバイルファーマシーの維持・管理を行うとともに、搭乗する支援薬剤師の編成及び

搭載する医薬品等を事前にリスト化する等、災害時の支援体制を整備し、定期的に見直しを行う。

- 薬務衛生課と協議し、県外からの支援薬剤師及びモバイルファーマシー等の受け入れ体制を整備する。
- お薬手帳の災害時の活用方法等普及啓発を図る。
- 日本薬剤師会及び他の都道府県薬剤師会との協力体制を整備する。

(災害時の対応)

- 薬事コーディネータと連携して、医療コーディネータが行う医薬品等の供給調整等に協力する。
- 被災地の薬剤師会支部は、地域薬事コーディネータの指揮のもと、薬局の被害状況、在庫医薬品の有無、調剤・販売の可否等を把握した上で、県薬剤師会及び保健所に対して報告するとともに、市町と情報共有を図り、連携して必要な支援を行う。
- 地域薬事コーディネータは必要に応じて保健所に参集し、地域における医薬品等の安定的かつ迅速な供給体制の整備等を支援する。
- 薬事振興会からの要請を受け、医薬品等の提供等を行う。
- 医薬品等集積所、救護所等が設置された場合には、医薬品等の保管・管理体制を支援するため、薬務班又は市町からの要請により薬剤師を派遣する。
- 災害発生時、速やかにモバイルファーマシーの派遣準備を行うとともに、県からの要請に応じて指定された救護所等にモバイルファーマシーを派遣する。
- 薬剤師ボランティアを募集するなど、被災地外からの薬剤師の確保を行う。
- 薬務班と協議し、支援薬剤師の受け入れ、被災地への派遣調整を行う。
- 緊急やむを得ない事情により、県又は市町の要請によらないで薬剤師を派遣した場合は、速やかにその旨を薬務班に報告するものとする。
- 要請があった場合、応諾の可否について、薬務班へ連絡する。

7 卸業協会及び医薬品卸業者

医療機関及び薬局からの医薬品等の要求に応え、可能な限り医薬品等の安定的かつ迅速な供給に努める。救護所等が設置された場合は、県との協定に基づき、県と連携して医薬品等の迅速な供給に協力する。

(平常時の対応)

【卸業協会】

- 薬務衛生課、衛生環境研究所及び会員会社との災害時対応用の情報伝達体制を整備する。
- 薬務衛生課、衛生環境研究所及び関係団体との協力体制を整備する。
- 会員間の協力連携について、情報伝達体制を整備する。
- 日本医薬品卸業連合会及び他の都道府県協会との協力体制を整備する。
- 会員会社の緊急通行車両の事前届出の対象車両を取りまとめ、薬務衛生課へ書類を提出する。

【医薬品卸業者】

- 災害対策マニュアルを作成し、災害発生を想定した訓練を行う。
- 関係機関との情報伝達体制を整備する。
- 災害時の医療機関等への医薬品等の供給体制を整備する。
- 救護所等への医薬品等の供給について、薬務衛生課、衛生環境研究所及び市町と搬送方法等についての協力体制を整備する。
- 災害時の医薬品等の供給を想定して、一定量の在庫の確保に努める。
- 設備の耐震化の確認及び停電に備えた対策を講じる。
- 緊急通行車両の事前届出を行う。

(災害時の対応)

【卸業協会】

- 薬務班からの要請により、薬務班及び医薬品等集積所（衛生環境研究所等）に連絡員を派遣し、医療機関等及び会員会社との情報伝達の調整を行う。
- 会員会社の稼働状況及び在庫状況については、薬務班からの要請により報告する。なお、被災の状況によっては、薬務班が直接会員会社に確認する。
- 薬務班からの情報を会員会社に提供する。
- 薬務班からの医薬品等の供給要請を受け、会員会社に、要請場所への搬送を要請する。
- 供給要請があった場合、応諾の可否について、薬務班へ連絡する。
- 県内での医薬品等の確保が困難であると判断した場合は、薬務班に報告し、日本医薬品卸業連合会又は他都道府県協会へ協力を要請する。

【医薬品卸業者】

- 会社の稼働状況及び在庫状況に関する情報について、協会からの要請により報告する。
- 協会からの要請に従って、医薬品等の供給に努める。
- 被災の状況から判断して、通常の通信及び搬送の方法では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、各会員会社の連携のもとに、可能な限り医療機関を巡回するなど、必要な医薬品等の需要の把握及び供給に努める。
- 被災地内の拠点等は、薬剤師会支部（地域薬事コーディネータ）が行う被災状況等の情報収集に協力し、地域における医薬品等の安定的かつ迅速な供給に努める。

8 血液センター

医療機関等からの輸血用血液製剤の要求に応え、可能な限り輸血用血液製剤の安定的かつ迅速な供給に努める。

(平常時の対応)

- 薬務衛生課との災害時対応用の情報伝達体制、協力体制を整備する。
- 日本赤十字社、日本赤十字社中四国ブロック血液センター及び他の都道府県血液センターとの協力体制を整備する。

(災害時の対応)

- 薬務班から輸血用血液製剤の供給依頼を受けた場合は、指定する場所に供給する。
- 供給要請があった場合、応諾の可否について、薬務班へ連絡する。
- 県内での調達が困難な場合は、日本赤十字社愛媛県支部の協力を得て、日本赤十字社中四国ブロック血液センターに輸血用血液製剤の供給を要請し、近隣の血液センターより供給する。

9 医療ガス協会及び会員会社

医療機関からの医療用ガス等の要求に応え、可能な限り医療用ガス等の安定的かつ迅速な供給に努める。

(平常時の対応)

- 薬務衛生課及び会員会社との災害時対応用の情報伝達体制、協力体制を整備する。
- 会員会社間の協力連携について、情報伝達体制を整備する。
- 日本産業・医療ガス協会及び他の都道府県協会との協力体制を整備する。
- 会員会社の緊急通行車両の事前届出の対象車両を取りまとめ、薬務衛生課へ書類を提出する。
- 緊急通行車両の事前届出を行う。

(災害時の対応)

- 薬務班から医療ガス等の供給依頼を受けた場合は、指定する場所に供給する。
- 供給要請があった場合、応諾の可否について、薬務班へ連絡する。
- 県内での調達が困難な場合は、四国地域本部等の協力を得て、近隣の医療ガス協会に医療ガス等の供給を要請する。

第4章 医薬品等集積所の設置・運営・管理

1 医薬品等集積所の設置について

薬務班は、厚生労働省又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請した場合は、提供された医薬品等の受入等のため、災害の規模、被災地の状況等を勘案のうえ、薬剤師会等の協力のもと、衛生環境研究所等の適切な場所の県有施設、若しくは薬剤師会館に一次医薬品等集積所を設置する。

二次医薬品等集積所は、一次医薬品等集積所から救護所、医療機関等に医薬品等を直接搬送するよりも効率的に搬送できると判断した場合に、保健所等に設置する。

薬務班は、医薬品等集積所の設置を決定した場合は、速やかに関係機関等に周知するとともに、一次医薬品等集積所の設置にあたっては、薬剤師会等と連携し、医薬品等集積所薬事コーディネータ等の参集を要請する。

2 医薬品等集積所の運営体制について

(1) 一次医薬品等集積所（衛生環境研究所）

危機管理調整監の指揮のもとで、医薬品等集積所薬事コーディネータと連携し、薬剤師会、卸業協会等薬事振興会加盟団体の協力を得て運営する。

人員：薬務衛生課又は衛生環境研究所職員（薬剤師）1名以上、医薬品等集積所薬事コーディネータ、薬剤師会からの派遣薬剤師、薬事振興会加盟団体からのボランティア（卸業協会からの派遣職員を含む。）

(2) 二次医薬品等集積所

保健所（四国中央保健所を含む。）が薬剤師会支部、卸業協会等薬事振興会加盟団体の協力を得て運営する。

人員：保健所職員（薬剤師）1名以上、被災地外の保健所職員（薬剤師等）、薬剤師会からの派遣薬剤師、薬事振興会加盟団体からのボランティア（卸業協会からの派遣職員を含む。）

3 医薬品等集積所における業務について

(1) 一次医薬品等集積所

厚生労働省又は他の都道府県から提供された医薬品等の受入等を行い、薬務班からの指示により、保健所及び災害拠点病院医療コーディネータ等と調整のうえで、医療機関、救護所、二次医薬品等集積所等へ供給する。

- 支援医薬品等の受払管理（受払管理簿の作成）
- 支援医薬品等の保管・管理・供給調整
- 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器等の仕分け
- 医薬品の薬効・品名別の仕分け
- 医薬品等の使用期限の確認・管理
- 保存に注意が必要な医薬品（要冷所・暗所保存、要防湿）の保管
- 取扱いに注意が必要な医薬品（向精神薬、毒薬・劇薬等）の保管
- 医療機関、救護所、二次医薬品等集積所等への医薬品等の供給
- 薬務班へ受払状況、不足医薬品等の報告

(2) 二次医薬品等集積所

一次医薬品等集積所から搬送された医薬品等を医療機関、救護所等へ供給する。

- 医薬品等の仕分け、保管・管理（受払管理簿の作成）
- 医療機関、救護所等への医薬品等の供給

4 搬送手段の確保

(1) 一次医薬品等集積所→救護所、医療機関等

（二次医薬品等集積所未設置地域の場合、必要に応じて、保存や取扱いに注意が必要な医薬品の場合）

医薬品等の搬送は、県災害対策本部及び薬事振興会加盟団体等の協力を得て、薬務班が確保する車両で行う。

(2) 一次医薬品等集積所→二次医薬品等集積所

医薬品等の搬送は、県災害対策本部及び薬事振興会加盟団体等の協力を得て、薬務班が確保する車両で行う。

(3) 二次医薬品等集積所→救護所、医療機関等

医薬品等の搬送は、薬務班及び薬事振興会加盟団体等の協力を得て、保健所が確保する車両で行う。

(4) 通常の交通手段が機能しない場合は、県がヘリコプター、船舶、自衛隊による搬送等を手配する。

第5章 薬剤師等の確保

1 薬剤師等の派遣

薬務班は、医療救護活動において、調剤、服薬指導、医薬品の管理及び供給調整等の必要が生じた場合は、薬剤師会に対し、薬剤師及びモバイルファーマシーの派遣を要請する。また、薬事振興会に対し、医薬品等に関し専門的知識を持つボランティア要員（薬剤師・登録販売者）の派遣を要請する。

2 薬剤師の業務

派遣された薬剤師は、指定された場所において、次の医療活動を行う。

○救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報提供

○救護所及び医薬品等集積所等における医薬品等の仕分け、管理及び供給調整

3 登録販売者の業務

派遣された登録販売者は、指定された場所において、次の医療活動を行う。

○救護所及び医薬品等集積所等における医薬品等の仕分け及び管理

4 モバイルファーマシーによる医薬品等の供給

薬務班からの要請に基づき、災害支援薬剤師が乗車し、被災地で必要となる医薬品等を搭載したうえで、被災地の救護所等において医薬品の調剤、供給、服薬指導、おくすり相談等の業務に当たる。

被災地の実情に応じて、救護所等への配置や災害派遣医療チームへの帯同・巡回等、関係機関等と連携して活動を行う。

5 薬剤師等の派遣要請手順

市町

○救護所等における医療救護活動を行う薬剤師の確保が困難な場合や不足する場合は、協定に基づき、保健所又は薬剤師会支部に対し、薬剤師の派遣を要請する。

○救護所等において、医薬品等に関し専門的知識を持つボランティア要員（薬剤師・登録販売者）の確保が困難な場合や不足する場合は、保健所にボランティア要員の派遣を要請する。

保健所

○市町から薬剤師及びボランティア要員等の派遣の要請があった場合や、管内に二次医

薬品等集積所が設置された場合等で、薬剤師等の確保が困難な場合や不足する場合は、薬剤師会支部又は薬務班に派遣を要請する。

薬務班

- 保健所から薬剤師等の派遣の要請を受けた場合は、統括医療コーディネータの指示に基づき、県薬剤師会に対し、薬剤師等の派遣を要請する。
- 保健所から医薬品等に関し専門的知識を持つボランティア要員（薬剤師・登録販売者）の派遣の要請を受けた場合は、統括医療コーディネータの指示に基づき、薬事振興会に対し、ボランティア要員の派遣を要請する。
- 県内の被災状況と各保健所の供給要請状況を勘案し、統括医療コーディネータの指示に基づき、薬剤師会に対し、モバイルファーマシーの派遣を要請する。

第6章 費用弁済等

1 費用負担について

- 手続を迅速に進めるために、受払等の記録の保管が重要であるため、医薬品等の発注、受け取りについては、ファクシミリによる要請を基本とする。
- 薬剤師会・医薬品卸業協会等関係団体との協定に基づき、県又は市町の要請により供給された医薬品等や人材派遣等に要した費用については、関係団体に取りまとめ県又は市町に請求を行う。
- 災害救助法による救助が協定に基づき実施された場合は、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 市町が災害救助法の費用を繰替支弁した場合は、市町の災害救助法担当課を通じて、県に対して請求を行う。
- 災害救助法の費用については、県の災害救助法担当課が内閣府に対して請求の手続きを行う。

2 災害救助法の費用の範囲

(1) 医薬品等

県が、救護所等の臨時に設置された施設において、災害救助に用いるため購入した又は提供された医薬品（一般用医薬品を含む。）等は、災害救助法が適用され、県との事前の協定に基づいた業務に用いられた場合に限り、災害救助法の費用の対象とする。

なお、製薬企業等から無償援助により提供された医薬品等は、対象にならない。

(2) 薬剤師等の派遣

県又は市町の要請により、薬剤師会との協定に基づき、医療救護活動を実施した場合に要する次の費用について、協定の定めるところにより支弁する。

ただし、救護所における調剤費は、無償とする。

○薬剤師等が携行した医薬品及び医療機器等で使用したもの並びに医療機器の

破損等に係る費用

- 薬剤師等の編成及び派遣に要する費用
- 薬剤師等が、医療救護活動において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の損害補償金

愛媛県災害薬事コーディネータ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合や、広域的な避難が必要となった場合(以下、「災害時等」という。)において、医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の確保等に関する情報把握、需給調整等を支援するため、災害薬事コーディネータ(以下、「コーディネータ」という。)を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 愛媛県全体における医薬品等供給体制を統括するコーディネータとして、県災害対策本部災害医療対策部災害医療対策班(薬務班)内に統括薬事コーディネータを置く。

2 一次医薬品等集積所が設置された場合は、当該集積所における医薬品等の管理及び関係機関等との連絡調整を支援するコーディネータとして、医薬品等集積所薬事コーディネータを置く。

3 二次医療圏内において保健所が行う医薬品等の供給調整等を支援するコーディネータとして、災害発生地域の一般社団法人愛媛県薬剤師会(以下、「県薬剤師会」という。)支部に地域薬事コーディネータを置く。

(委嘱等)

第3条 コーディネータは、県薬剤師会からの推薦に基づき、地域性を考慮したうえで、知事が委嘱、又は任命する。

2 任期は設けないものとする。

(解嘱等)

第4条 コーディネータに委嘱又は任命された者に、コーディネータとして業務を行うことができない事由が生じたときは、知事はその職を解くことができる。

(職務)

第5条 コーディネータは、災害時等において、第2条に規定される配置場所で、医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の需要の把握と調整を行い、県に対して効率的かつ的確に薬剤師、医薬品等を配置、供給するための助言及び支援を行う。

(守秘義務)

第6条 コーディネータは、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第7条 県又は市町職員以外のコーディネータの実費弁償は、県薬剤師会との「災害時の医療救護に関する協定」(平成15年4月9日)第12条及び「災害時の医療救護に関する協定実施細則」(平成15年4月9日)第3条の規定する例による。

(平時の体制)

第8条 コーディネータは、災害時等において円滑に業務に当たれるよう、平時においては、各コーディネータをはじめ関係機関との連携を図るものとする。

(知識・技能の習得と向上)

第9条 コーディネータは、災害薬事に関する研修の受講等を通して、知識、ノウハウの習得並びに向上に努めるものとする。

(事務)

第10条 コーディネータに関する事務は、保健福祉部健康衛生局薬務衛生課において処理する。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、コーディネータに関して必要な事項については、別途定める。

資料1

備蓄医薬品等一覧(1セット分)

(愛媛県)

(2セット×5ヶ所備蓄)

ケース	分類	品名	数量	規格	備考
6 1		縫合止血セット(*1)			
		キシロカイン注1%シリンジ	2箱	1% 10mL×10A	
		消毒用エタノール	3本	500mL	
		滅菌ラキュリー(尺角滅菌ガーゼ)	1箱	大和工業 ニツ折 10枚×20袋	
		三角巾	1袋	アズワン 使い切り三角巾(20枚入) 90×90×1350	
		網包帯 大	1箱	川本 サージフィックスNo.5 3cm×1m	
		網包帯 中	1箱	川本 サージフィックスNo.4 2.5cm×1m	
		網包帯 小	1箱	川本 サージフィックスNo.3 2.3cm×1m	
		絆創膏	5箱	ニチバン病院用 H25(2.5cm×5m×1ヶ)	(規格修正)
		処置衣	10枚	ナビス ディスポ白衣 Lサイズ	
		処置衣	10枚	ナビス ディスポ白衣 Mサイズ	
縫合止血セット (*1)	止血鉗子	3本	ムラナカ 無鉤14cm 135-007-01		
	ピンセット	2本	ムラナカ 有鉤13cm 140-001-01		
	直剪刀	1本	ムラナカ 135-009-01 14cm		
	消息子	1本	ムラナカ 064-007-02 15cm		
	ディスポピンセット	1箱	有鉤18cm 20入		
	ディスポメス	1箱	円刃 スカルペル No21 20入		
	直剪刀	5本	14cm ディスポのもの		
	ナイロン糸付き縫合針	5箱	ネスコスーチャー(3-0) 12本入		
6 2	診断用具	喉頭鏡	1組	ムラナカ 054-005-05	
		携帯用血圧計	5個	ムラナカ MMI アネロイド血圧計(蛍光メーター付) 651-002-01	
		聴診器	5本	ムラナカ MMI-A6010BL	
		血糖測定器	1台	フリースタイルフリーダムライト	
		測定電極	2箱	FS血糖測定電極ライト 30枚入	
		穿孔具・穿孔針	2箱	ポケットランセット ブルー 31本入	
		経皮的酸素飽和度測定器	1個	ムラナカ パルスオキシメータ SB100	
吸引用具	足踏式呼吸器	1個	ムラナカ 367-003-01		
	カテーテルコネクター	10個	ニプロ NCN-F		
	吸引カテーテル	20本	ニプロ NSC-12FR		
気管内挿管用具	舌圧子	1個	ムラナカ 板状 047-001-01		
	ディスポーザブル舌圧子	1箱	大和 滅菌舌圧子 300個入		
	鼻用エアウェイ(経鼻エアウェイ)	2個	ムラナカ 100/210/80		
医薬品衛生材料	キシロカインゼリー	1箱	2% 30mL×5本		
その他	ピンセット	2本	ムラナカ 無鉤13cm 140-001-01		
輸液ディスポ	エラスター針 #20G	2箱	ニプロ セフレットキャス NIC20G 1 1/4 50入		
6 3	輸液ディスポ	輸液セット	20個	ニプロ ISA-200A00Z	
		小児用輸液セット	10個	ニプロ ISP-200P	
	医療器具	駆血帯	5本	チューブ・金具付き	
		プラスチック手袋	1箱	ニプロ 7.5 粉なし 滅菌済み 20双入	
	医薬品	白色ワセリン 500g	1本	日本薬局方 500g	
		ウエルパス手指消毒液0.2%	2本	500mL	
衛生材料	弾性包帯	2箱	川本産業 アップタイ 7.5cm×4.5m 10入		

ケース	分類	品名	数量	規格	備考
6 4	固定器具	マジックギブス 脊椎用	1組	シグマックス マックスベルトRI Mサイズ	
		スポンジ付針金副子 大	2箱	シグマックス ソフトスプリント 83×10cm 6本入	
		スポンジ付針金副子 中	2箱	シグマックス ソフトスプリント 72×9cm 6本入	
		バストバンド 大	2個	シグマックス リブバンドL	
		バストバンド 小	2個	シグマックス リブバンドS	
	衛生材料	絆創膏	1箱	ニチバン キープシルク No.50(50mm×9m×6巻)	
		雑用剪刀	5本	ムラナカ プラムメディカル剪刀 NDS-245	
		バルーンカテーテル	1箱	ニプロ A14FR 5mL 10入	
	医療器具	皮下注射筒ディスプレイ	2箱	10mL 22G 100入	
		インスリン用皮下注射筒ディスプレイ	1箱	1mL 100入	
ガートル(伸縮用)		1個	ムラナカ 2個用車無 080-088-02	ケース外にボールあり	
6 5	注射薬	ソセゴン注	3箱	15mg 1mL×10A	
		ブドウ糖注射液	1箱	50% 20mL シリンジ 10筒	
		セルシン注射液	1箱	5mg 1mL×10A	
		アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」	2箱	0.1% 1mL×10A	
	内用・外用剤	ニトロール錠5mg	1箱	100T	
		ボルタレン錠25mg	1箱	100T	
		レンドルミンD錠0.25mg	1箱	100T	
		クラビット錠500mg	1箱	100T	
		クラリスロマイシンDS10%小児用	1箱	100mg/g 0.5g/包 120包	
		カロナール錠200	1箱	100T	
		ワーファリン錠1mg	1箱	100T	
		テオフィリン徐放錠200mg	1箱	100T	
		レベチラセタム錠250mg	1箱	サワイ 100T	新規追加
		サルタノールインヘラー100μg	5個	1入	
		リンデロンVG軟膏0.12%	1箱	5g 10本入	
クラビット点眼液0.5%	1箱	10本入			
フルメロン点眼液0.02%	1箱	5mL 10本入			
慢性疾患治療薬	アムロジンOD5mg	2箱	100T		
ケースなし		大塚生食注BAG 500mL×20	2セット	500mL 20袋入	
		酸素ポンベ	1本	日本薬局方酸素 1.5m ³ (10L容器)	
要冷蔵	医薬品	テタノブリン	15箱	250IU×1V	
		アンヒバ坐剤小児用100mg	20個	5個×4	
		ボルタレンサポ25mg	1箱	50個入	
		ヒューマリンR注100単位/mL	2箱	10mL×1V	

資料 2

災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県薬剤師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

災害時の医療救護に関する協定実施細則 (一般社団法人 愛媛県薬剤師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

(事故の報告)

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	中村 剛志
乙	大洲市長	榊田 與一	乙	広田村長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和町長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野村町長	大塚 功
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	河野 泰成
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	清家 文男
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	太宰 仁三
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 一紀	乙	松野町長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一功	乙	日吉村長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	加幡 仁一
乙	関前村長	池田 深	乙	御荘町長	山下 英雄
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	中田 廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会
会長 澤田 乙吉

資料 3

災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者の救助のため必要な医薬品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2条 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は書面（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を確認（薬務衛生課長とする。）のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、医薬品等供給措置状況報告書（様式第2号）を第3条第2項に掲げる者に提出するものとする。

（引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し日時、場所等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ引取るものとする。ただし、甲が指定する方法による引渡しが不可能である場合には、乙等はその旨を甲に連絡するものとする。

（価格等）

第6条 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

2 乙は、供給した医薬品等の代金を請求しようとするときは、医薬品等代金請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、第6条第2項の規定による医薬品等代金の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに乙に対し、これを支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後も又同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 加戸 守行

松山市三番町7丁目6の9
乙 愛媛県医薬品卸業協会
会長 藤田 皓二

資料 4

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（薬務衛生課）

（趣旨）

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部（以下「乙」という。）は、愛媛県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し次の通り協定を締結する。

（要請）

第一条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めた時は、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することが出来る。

- (1) 愛媛県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第二条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち乙の会員会社が保有する医療ガス等とする。

- (1) 医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素
医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス
- (2) 医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

（要請の方法）

第三条 第一条に定める要請は、別紙1の緊急用医療ガス等供給要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2. 甲から乙への要請経路（連絡）は、別紙2により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第四条 乙が第一条に定める要請を受けた時は、乙は、乙の会員会社の所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

2. 乙から甲への報告は、別紙2により行うものとする。

（価格）

第五条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第六条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定するものが行うものとする。

2. 乙は甲の要請により会員会社に車両等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証等を依頼できるものとする。
3. 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。但し、県外への搬送を要請した場合は除く。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第七条 第一条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2. 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡が取れない場合に備えて、第三条2の要請経路（連絡）に基づいて協議し、定めておくものとする。
3. 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年一回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。
4. 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合える手段の確保に努めるものとする。

（代金の支払い）

第八条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙

に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第九条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第十条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第十一条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(協議)

第十二条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第十三条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。

2. 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに一年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成24年3月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県伊予郡松前町北川原塩屋西2041
一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 齋藤 公司

緊急用医療ガス等供給要請書

平成 年 月 日

愛媛県知事

一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 殿

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記の通り
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

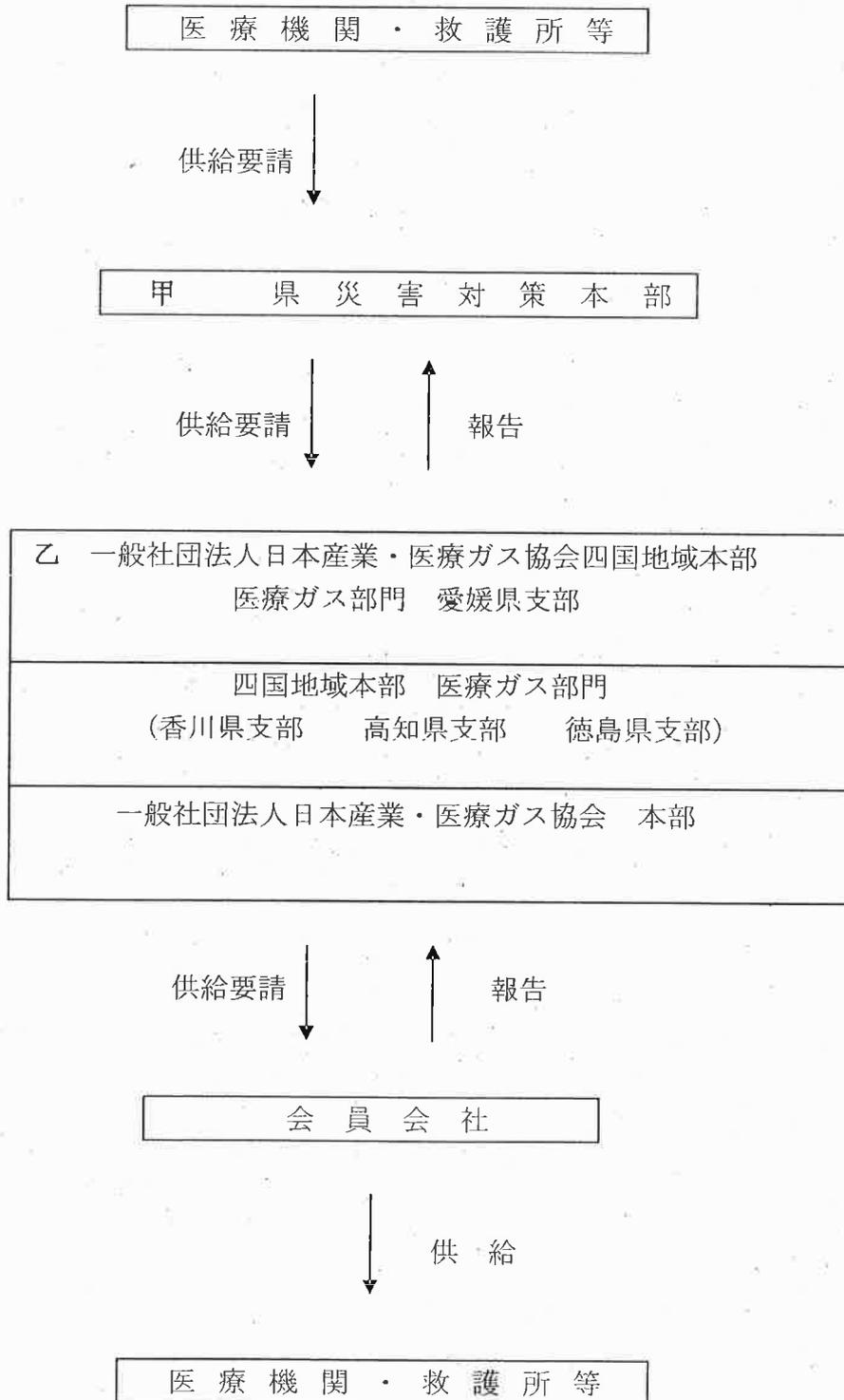
名 称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当立会者	

注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品 名	規 格	数 量	備 考

災害時医療ガス等の要請経路



資料 5

災害時における被災者支援に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県薬事振興会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である薬事衛生関係団体（以下「団体」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の救助及び支援のため必要な医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供ならびにその他被災者支援活動に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医薬品等の提供、その他被災者支援活動に関し、乙に対して協力を要請する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送

(2) 避難所及び物資拠点の提供

(3) 救護所、避難所、及び物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師・登録販売者等）

(4) 上記以外の業務であって、乙から協力の申し出があった支援業務

2 本協定の対象となる団体及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、団体間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う団体を決定するものとする。

2 前項で決定された団体は、可能な限り、医薬品等の提供及びその他被災者支援活動に関する業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った団体は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時広

愛媛県松山市三番町七丁目6番地9
乙 愛媛県薬事振興会
会長 澤田 乙吉

別表（第3条関係）

対 象 団 体 及 び 業 務

社団法人 愛媛県薬剤師会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県薬業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県医薬品配置協会	医薬品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品卸業協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品小売商業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県製薬協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県化粧品小売協同組合	化粧品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
北四国衛生紙綿協同組合	医薬部外品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医療機器販売業協会	医療機器・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県ジェネリック販社協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
一般社団法人 愛媛県登録販売者協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣

災害時における医療機器等の供給に関する協定書（業務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療機器等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

（医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、乙の会員において供給可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

- (1) カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、書面により要請することができないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとし、その後、速やかに乙へ書面を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、医療機器等供給措置状況報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。

（医療機器等の価格）

第6条 甲が引渡しを受けた医療機器等の価格は、災害発生前における適正な価格（引渡しのための搬送を行った場合は、その搬送費を含む。）を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき供給された医療機器等について、その供給に要した費用は、災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、供給を受けた者が負担するものとする。

2 乙は、供給した医療機器等の代金を甲へ請求しようとするときは、医療機器等代金

請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者、連絡手段等を締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（搬送態勢の確保）

第9条 医療機器等の搬送は、乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、成立の日から1年間その効力を発生するものとし、有効期限満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県東温市北野田343番地8
愛媛県医療機器販売業協会
会長 野本 政孝

様式第1号

医療機器等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医療機器等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医療機器等の供給を要請いたします。

年 月 日

愛媛県医療機器販売業協会
会長

様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事

印

様式第3号

医療機器等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 愛媛県医療機器販売業協会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療機器等の供給に対する代金

内訳 別紙のとおり

災害時における被災者支援に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における愛媛県内又は甲が必要と認める近隣の被災者の救助及び支援のために必要な医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品又は衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供並びにその他被災者支援活動（以下「業務」という。）に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書（別添様式第1号）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送
- (2) 救護所、避難所又は物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師、登録販売者等）
- (3) 上記のほか、甲が必要と認める業務

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、乙に加盟する協会員とともに、可能な限り、業務の提供を行うものとする。

2 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかに業務実施状況（別添様式第2号）を甲に報告するものとする。

（費用の負担等）

第5条 前条に基づき乙又は乙に加盟する協会員が提供する業務に要する経費は、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合に限り、甲が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

2 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙又は乙に加盟する協会員の仕入価格又は運搬

等の流通経費が著しく変動した場合には、甲乙が協議して定める。

3 乙又は乙に加盟する協会員は、業務の提供に要する経費を請求しようとするときは、請求書（別添様式第3号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時広

愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
乙 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部
支部長 白石 明生

様式第1号

医薬品等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医薬品等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医薬品等の供給を要請いたします。

年 月 日

日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部
支部長 様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 印

様式第3号

医薬品等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部
支部長 印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医薬品等の供給に対する代金

内訳 別紙のとおり

第7章 医薬品等の供給・調達

1 基本方針

- 県は、災害時に備え、救護所用医薬品等（10 セット）を5保健所に分散して備蓄しており、救護所・避難所で医薬品等が不足する場合には、備蓄物資の中から供給する。
- 県は、
- ・愛媛県医薬品卸業協会と「災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定」を締結
 - ・愛媛県薬事振興会と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結
 - ・日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結
- しており、災害時に、救護所・避難所又は医療機関において、平常時のルートで医薬品等が不足する場合は、協定締結先から必要な医薬品等の調達を行う。
- 県は、災害時に、救護所・避難所又は医療機関において、平常時のルートで輸血用血液製剤が不足する場合は、愛媛県赤十字血液センターに供給を要請する。
- 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- 医療機関への医薬品等（輸血用血液製剤、医療ガス等を含む。）の供給は、災害時においても、医薬品卸業者の基本的な機能・ネットワークが維持されている場合は、平常時の地域の医薬品卸業者を介した供給を基本とする。
- 県は、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築するため、具体的な活動手順等を示した災害時医薬品等供給マニュアルを策定する。

2 供給・調達の手順

（1）市町の役割

市町内の救護所、救護病院等から、不足する医薬品及び輸血用血液製剤、医療ガス等の供給依頼を受けた場合は、定期的に市町内の不足状況を取りまとめ、公立病院コーディネータ（公立病院コーディネータを設置していない市町の場合は災害拠点病院コーディネータ）に報告するとともに、所管の保健所に調達を要請する。

（2）公立病院コーディネータの役割

薬剤師の協力のもと、立地市町内の医薬品等の不足状況を収集し、災害拠点病院コーディネータに伝達する。

（3）保健所の役割

管内の市町から、救護所等で不足する医薬品等の供給依頼を受けた場合は、備蓄物資の中から供給する（様式 11、様式 12）。

備蓄物資で対応できない場合及び輸血用血液製剤、医療ガス等については、定期的に管内の不

足状況を取りまとめ、災害拠点病院コーディネータに報告するとともに、県本庁に調達を要請する（様式 11）。

被災地以外の保健所から供給された備蓄物資（医薬品等）は、保健所が受理し、救護所等に分配する（様式 12）。

速やかに医薬品等を分配できるよう、救護所・医療機関の立地状況や交通事情を勘案し、必要に応じて、管内に医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。（保健所、市町の保健センター等。管理は薬剤師会の協力を得る。）

医薬品等の受払い簿を管理する（様式 13）。

（４）災害拠点病院コーディネータの役割

薬剤師の協力のもと、圏域内の医薬品等の不足状況を収集し、統括コーディネータに伝達する。

（５）県本庁（統括コーディネータ）の役割

保健所からの医薬品等の調達依頼を受けて、被災地以外の保健所で管理する備蓄物資を供給する（様式 12）。

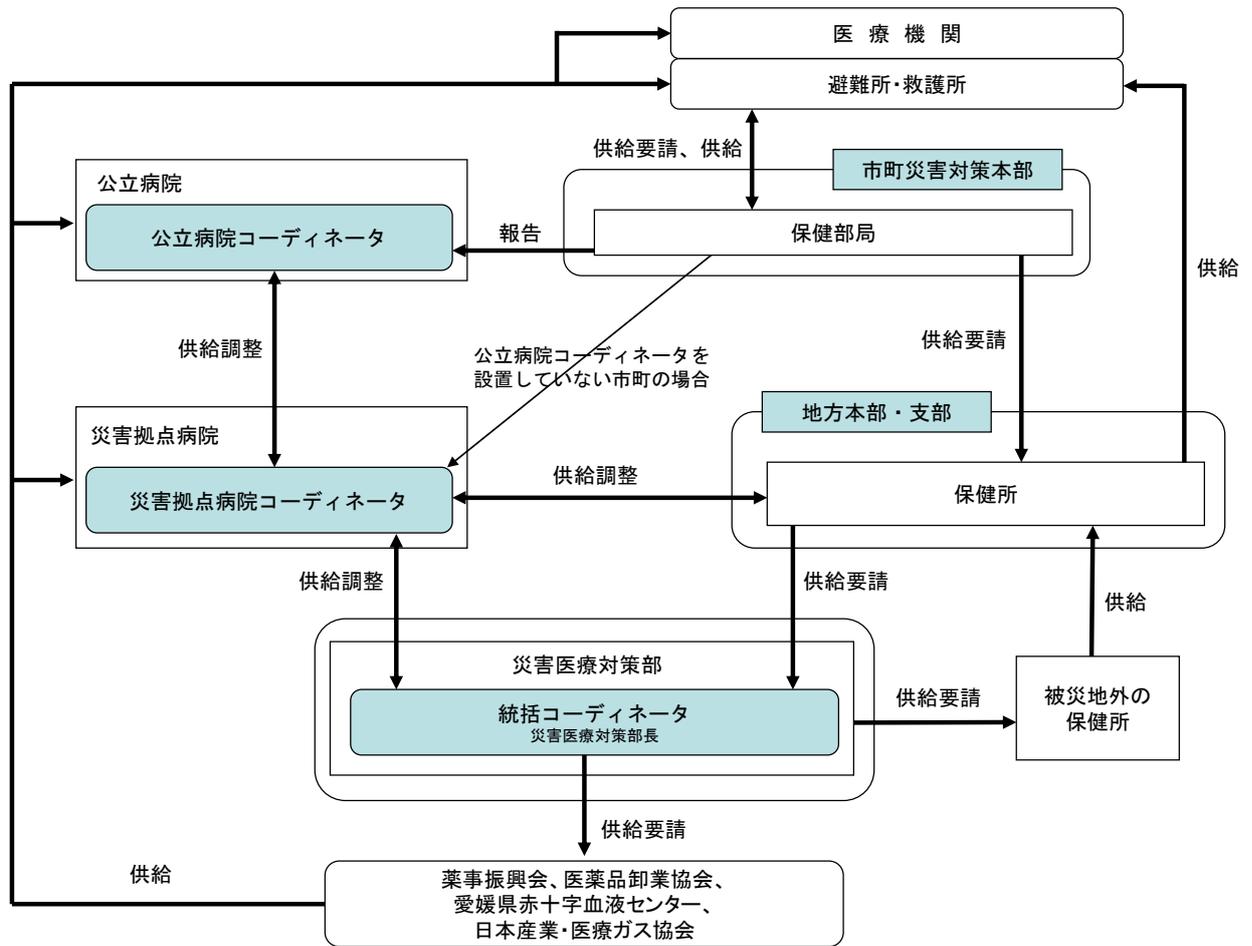
上記で対応できない場合、医療用医薬品は愛媛県医薬品卸業協会又は愛媛県薬事振興会を通じて薬剤師会に対して、医療用医薬品以外は愛媛県薬事振興会に対して、供給を要請する（様式 14）。

輸血用血液製剤については、愛媛県赤十字血液センターに供給を要請する（様式 15）。

医療ガス等については、日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部に供給を要請する（様式 16）

災害の規模、発生地域の状況、避難の期間等を勘案のうえ、必要に応じて、薬剤師会等の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。

◆医薬品等が不足する場合の供給・調達フロー



(様式 11)

災害時の医薬品等の供給（調達）依頼書

発信機関 発信者	発信日時 年／月／日／時：分		受信機関 受信者	受信日時 年／月／日／時：分
		➡		
		➡		
		➡		
		➡		

医薬品等の供給（調達）を次のとおり依頼する。

1 医薬品等を必要とする医療機関・救護所等

納品場所	名 称	
	所在地	
	責任者	
	連絡先	

2 医薬品等

	品 名	規 格	数 量	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※) 発注経路：

医療機関・救護所→市町災害対策本部→保健所→本庁→被災地以外の保健所

(様式 1 2)

災害時の供給医薬品等の送付書

発送機関	発送者	発送日時 年／月／日／時：分	受領機関	受領者	受領印	受領日時 年／月／日／時：分

供給依頼のあった医薬品等を次のとおり送付する。

1 医薬品等を必要とする医療機関・救護所等

納品場所	名 称	
	所在地	
	責任者	
	連絡先	

2 医薬品等

	品 名	規 格	数 量	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- 送付書は、2部作成し1部控として保存すること。
- 供給する医薬品等と共に送付すること。
- 納品場所でない機関が受領した場合は、順次納品場所へ医薬品等と共に発送すること。
- 医薬品卸業者からの納品は、業者の納品書を使用する。

(様式 1 4)

医薬品等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医薬品等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医薬品等の供給を要請いたします。

年 月 日

愛媛県薬事振興会 会長 様

愛媛県医薬品卸業協会 会長 様

愛媛県一番町 4 丁目 4 - 2

愛媛県知事

(様式 15)

輸血用血液製剤供給要請書

災害時において被災者の救助のため、輸血用血液製剤（含血漿分画製剤）の調達が必要となりましたので、別紙のとおり供給を要請いたします。

年 月 日

愛媛県赤十字血液センター 所長 様

愛媛県一番町 4 丁目 4 - 2
愛媛県知事

(様式16)

緊急用医療ガス等供給要請書

平成 年 月 日

愛媛県知事

一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 殿

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記の通り
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当立会者	

注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品名	規格	数量	備考